

Q1 コンビニでは、いつでも納められるのですか？

ご利用可能なコンビニの営業時間内であれば、土・日・祝日も含め24時間、いつでも納付ができます。



Q2 コンビニで納付するとき、手数料はかからないのですか？

手数料は市が負担しますので、納付書に記載してある金額をお支払ください。



Q3 金融機関で納付することもできますか？

金融機関、農協での取り扱いは今までと変わりません。利用しやすい方法で納付をお願いします。



Q4 バーコードが表示されていない納付書は、コンビニでは使えないのですか？

1枚あたりの金額が30万円を超える納付書は、コンビニでの取り扱いができないためバーコードが表示されません。また、バーコード面の汚損などによりコンビニで読み取りができない場合も取扱いできません。いずれの場合も納付書裏面に記載の金融機関などで納付してください。

Q5 平成26年3月以前に発行された納付書は、使えないのですか？

コンビニエンスストアでは使えませんが、金融機関など、市役所および各行政局で使用できます。



Q6 コンビニ納付も便利ですが、他にも便利な納付方法がありますか？

口座振替を利用すると、納期のたびにコンビニや金融機関などに行く必要がなく、確実に納めることができますので大変便利です。口座振替の申込書は、本庁税務課と各行政局、市内金融機関に置いてあります。記入の上、申込みしたい金融機関窓口へ提出してください。

納付書（見本）

この部分にバーコードが表示されます

市では納税者の皆さんの収納機会を拡大し、サービスの向上を図るため、平成26年4月からコンビニエンスストア（以下、コンビニ）を利用したコンビニ収納を導入します。これにより24時間、365日いつでも納税できるようになります。

今まで市税などの納付は金融機関や市役所、各行政局などに限られていましたが、26年4月からは、これまでの金融機関などに加え、コンビニでも納付できるようになります。4月以降に発行される30万円以下の市税などの納付書には、コンビニ収納用バーコードが印刷されます。バーコードが表示された納付書は、全国のコンビニで納めることができます。各納付書にはコンビニでの使用期限が記載されています。期限が過ぎていたり、バーコード部分が読み取れなかったりする場合は、コンビニでは使えませんので、ご注意ください。納付した領収証書はレシートと一緒に大切に保管してください。コンビニでの納付をぜひご利用ください。

- 「コンビニで納付できるもの」
- 市県民税（個人の普通徴収納付書分のみ）
 - 固定資産税
 - 軽自動車税
 - 国民健康保険税（普通徴収納付書分のみ）
 - 市営住宅使用料

納付できる主なコンビニ

- セブン・イレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- デイリーヤマザキ
- ヤマザキデイリーストアー
- サークルK・サンクス
- ミニストップ
- am/pm など

※納付書の裏面には、納付できる全てのコンビニが掲載されています。

問い合わせ

市民部 税務課 収税係 ☎ 81・2119
建設部 都市計画課 建築住宅係 ☎ 82・1114

市税などが
コンビニで納付できるとなっています